明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○外務省組織令の一部を改正する政令（二一四）　二
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（二一五）　二

〔省　令〕

○植物防疫法施行規則の一部を改正する省令（**農林水産**四四）　二

〔告　示〕

○特定国外派遣組織を指定する件（**総務**三三八）　二
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件（**政治資金適正化委**四一）　三
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（**同**四二）　三
○債務救済措置（債務免除方式）に関する日本国政府とコンゴ民主共和国政府との間の二の書簡の交換に関する件（**外務**二三八）　三
○中央アフリカ共和国における北部及び南東部における社会生活基盤の再構築計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の書簡の交換に関する件（**同**二三九）　四
○返納を命じた旅券を無効とする件（**同**二四〇）　四
○東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十四条第一項の規定に基づき相当な損害を受けた地域を指定する件の一部を改正する件（**財務**二四四）　四
○文部科学省認定社会通信教育の実施者の所在地を変更した件（**文部科学**一一九）　四
○イスラエル産シャムテ種及びバレンシア種のスウィートオレンジ、グレープフルーツ、スウィーティ、ポメロ並びにレモンの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件の一部を改正する件（**農林水産**一二九六）　四
○瀬戸内海並びに霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦以外の海面を操業区域とする小型機船底びき網漁業につき漁業法第六十六条第一項の許可をすることができる都道府県別の船舶の隻数の最高限度を定める等の件の一部を改正する件（**同**一二九七）　五
○瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業につき漁業法第六十六条第一項の許可をすることができる府県別の船舶の隻数の最高限度を定める等の件の一部を改正する件（**同**一二九八）　五
○瀬戸内海機船船びき網漁業につき漁業法第六十六条第一項の許可をすることができる府県別の船舶の隻数の最高限度を定める等の件の一部を改正する件（**同**一二九九）　五
○中型まき網漁業につき漁業法第六十六条第一項の許可をすることができる都道府県別の船舶の隻数及び合計総トン数の最高限度を定める等の件の一部を改正する件（**同**一三〇〇）　五
○保安林の指定をする件（**同**一三〇一～一三〇八）　五
○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十七条の五第四項の規定に基づく液化石油ガスの充**塡**を行う者のための養成施設を指定した件（**経済産業**一六〇）　六
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（**国土交通**七三五）　六
○水路測量の実施に関する件（**海上保安庁**一四〇）　七
○漁船の操業を制限し、又は禁止する区域及び期間並びにその条件を定める件（**防衛**一六四）　八
○海上における射撃訓練等を実施する件（**同**一六五～一六八）　八
○海上における射撃訓練を実施する件（**同**一六九）　八
○道路に関する件（**関東地方整備局**三一七、三一八）　九
○道路に関する件（**中国地方整備局**一二六、一二七）　九
○登録住宅性能評価機関の役員の氏名を変更した件（**同**一二八）　九
○道路に関する件（**四国地方整備局**六一、六二）　一〇

〔国会事項〕

内閣　警察庁　法務省　農林水産省
水産庁

〔人事異動〕

〔皇室事項〕　一

〔官庁報告〕

官庁事項
株式会社商工組合中央金庫の危機対応準備金及び特別準備金について（財務省・経済産業省）　二
法　務
公証人任免（法務省）　二

〔公　告〕

諸事項
官庁
信託会社に対する行政処分、登録包括信用購入あっせん業者の営業の廃止、公示送達関係　二
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、会社更生、再生関係　三
特殊法人等
国土交通省共済組合定款の一部変更関係　二九
会社その他

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。